

資料No. 18	厚生消防常任委員会 所管事務報告資料 令和7年3月12日【子ども未来部えにわっこ応援センター】
----------	--

医療的ケア児レスパイト事業について（案）

1. 事業の概要

- ・医療的ケア児の看護や介護を行う家族は、24時間常時介護を行うため、自分の通院や買い物、きょうだいの学校行事などの外出ができないという状況があり、家族が安心して休息したり、外出できる時間を作るレスパイトを目的とする。
- ・医療的ケア児に対して、医療保険制度による訪問看護の時間数を超える訪問看護や医療保険が適用されない保育園や小学校、公園等のレジャー先などでの訪問看護を利用した際の費用を助成する。
- ・令和6年10月より、札幌市が事業を開始し、令和7年度より、さっぽろ連携中枢都市圏における「医療的ケア児レスパイト事業」として実施。
- ・連携市町村と札幌市が協定を締結し、経費を札幌市に負担金として支払う。

【現在】

実施場所	訪問看護サービス提供者
自宅	医療保険制度による訪問看護 (原則週3回、1回90分)
外出先	×



【令和7年度から】

実施場所	訪問看護サービス提供者
自宅	医療保険制度による訪問看護 (原則週3回、1回90分) 医療的ケア児レスパイト事業
外出先	医療的ケア児レスパイト事業

2. 対象者

- ・恵庭市に住民登録があり、訪問看護指示書が発行され、月1回以上訪問看護を利用している医療的ケア児

3. レスパイト事業提供者

- ・医療的ケア児が、現に医療保険制度の適用を受けて利用している訪問看護事業所

4. 給付内容

- ・時間：1人当たり、年間48時間
- ・金額：1時間当たり、7,500円（訪問看護事業所に給付）

5. 対象児童数 5人

6. スケジュール（予定）

- R7. 3～ 札幌市と連携市町村が協定締結
R7. 4～ 事業開始・事業周知